

パブリックセッション小委員会規則（内規）

（趣旨）

第1条 この規則は、法人運営基本規則に基づき、パブリックセッション小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 本小委員会は、以下の各号に掲げる業務を担当する。

- （1）プログラム小委員会の要請に基づき、連合大会におけるパブリックセッションの採択に関して意見を述べる。
- （2）広報普及委員会が主催もしくは共催するパブリックセッションの準備および実施を行う。
- （3）パブリックセッション全体の準備および実施を統括する。
- （4）その他、広報普及委員会の要請に基づき、広報普及に関連する業務を担当する。

（構成）

第3条 本小委員会委員は広報普及委員会が選任する。

（委員の任期）

第4条 本小委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長の任期）

第5条 本小委員長及び副小委員長の任期は、委員の任期による。